

6月例会のおしらせ

1. と き 6月30日(日) 午後1時半～5時半
2. と ころ 東京教育大学農学部 東雲寮
井の頭線駒場駅下車、農学部本館東側(向って左)温室の奥(東側)
3. 報 告 中山広樹 「高知県における工業高校と入試一全入運動との関連で」
湯浅錦嗣 「高校入試と農業高校」

入学試験と高校教育

佐々木 享

1.

げんざいの中学校では、58年の中学校学習指導要領の改訂によって、就職する者と進学する者はコースを別にしている。このことは、進学希望者が大半を占める東京ではあまり目立たないが、他の府県ではこうしたコース別がかなり広範に採用されているようである。

しかし、進路別コース制を強化しているにもかかわらず、(あるいはかえてそのために)高校進学率は年々高くなっているし、ベビーブーム期にぶつかっているのに、今年の高校入試問題は深刻を極めていいる。かくて中等教育の門戸を拡大しようという高校全員入試運動は、体制側にとっても無視できないものになっている。そこで文部省がとった施策の一つは、62年4月に初等中等教育局の名において「高等学校生徒急増対策と高校全入試の可否」と題するパンフレットで公表したことである。このなかで高校全入試運動は日教組のすすめている一方的な運動だと荒木文相流に頭からきめつけ、これを地教委・P

TAに至るまで配布して高校全入試運動の圧殺をはかったのである。

もう一つの動きはたいへん目立たないものであるが、新聞には高校生の急増対策を審議すると報ぜられて発足した高校教育対策協議会が出した62年11月15日付の「高校入学者選抜制度について」という答申である。

この答申は、生徒の能力に応じて充実した教育を受けられるためにと前掲して、1. 進路指導の徹底 2. 高校入学資格 3. 学区制 4. 面接制度 の4点について述べたものであるが、このなかには、とくに2項に高校入試及び高校の性格に関する文部省の公的見解を大巾に変更するような内容が含まれている。

戦後一貫して高校進学率は増大してきたが、政府・自治体ともに高校増設には一向に熱意を示さなかったから、高校の入学定員に比して入学希望者は圧倒的に多く、全国殆どの高校で例年入学試験が行われている。ところで、この高校入試の法的根拠となっているのは、学校教育法施行規則才59条の規定である。

「高等学校の入学は、校長が、これを許可する。

②入学志願者が、入学定員を超過した場合には、入学者の選抜を行うことができる。」

この規定（とくに才2項）によれば、現在の高等学校は、たてまえとしては全員入学制なのである。そして、この考え方は、ほかならぬ文部省自身が新制高校発足以来一貫して守ってきた方針であった。すなわち、48年の新制高校発足時に文部省から出された「昭和23年度新制高等学校入学選抜について」という通達はつぎのようにのべている。

「1. 一般の新制中学校から新制高等学校への入学を志望するものについては、調査した数に基づいて、そのなるべく多くを收容できるように教室の能率的使用等について充分の意を用いること。

2. 志望者が收容可能数を超える場合には入学者の選抜で行う。（以下略）」と。同じ趣旨の通達は以来毎年出されており、49年の通達では「高等学校の校舎施設の能率的使用によってできれば志願者の全部を收容することを前途とすべきであるが、それができない場合にもなるべく多く收容できるように措置しなければならない」としている。このような毎年の通達のなかでも、51年に出されたものには「入学選抜の根本問題」と題する参考意見が付せられていて、その中には、

「現在の高等学校は義務制でこそないが、国民全体の教育機関として中学校卒業で希望する者はすべて入学させることをたて前として……」

という注目すべき見解が述べられていたのである。

それが、このたびの答申ではつぎのようなかたちで、変ってきたのである。

「……（前略）すべて国民は能力に応じて教育を受ける権利があるのであるが……（中略）……高等学校の教育課程を履

修できる見込のない者までも入学させることは適当でないと考える。すなわち高等学校への入学者の選抜は、生徒の中学校における学習の到達度と高等学校教育を受けるに足る資質と能力の判定の上に行われるべきである。この趣旨に基いて法令上も関係規定を整備する必要があると考える。……」

この引用のうち、後段の関係規定を整備せよという部分は、さきに引用した希望者全員入学制の趣旨を盛り込んだ学校教育法施行規則を、高校入試は能力判定のために行うものであるという趣旨に改めよ、という意味である。

2.

高校入試についての今回の答申は、予想以上に重要な意義をもつように思われる。関係法令といっても施行規則は省令であって容易にかえうるものだからである。したがってこの答申の趣旨が早晚実現することは大いにありうるわけであり、その際には高校全員入学制とそれを目ざす運動は名実ともに否定されるのである。

高校入学は、もともと、経済的余裕のない者は望めないという社会的な選抜にかけられているのであるが、そのうえにさらに能力判定なる選抜試験というふるいにかかけようというわけである。このことを高校全員入学運動についていえば、今までは「予算がないから」という壁にぶつかったのに、こんどはさらにそのうえに、「能力のない者はいれないのです」という壁にぶつかるのである。

しかし、問題はそれのみにとどまらない。高校入試が能力判定試験であるということになると、現在は課程の別に過ぎない職業課程と普通課程のちがいが、全日制と定時制のちがいが、法規上の学校種別のちがいになる恐れさえ予想しなければならない。たとえば、一昨年から独立校になった通信制高校は、その大部分が全員入学制であるが、この通信制高校に選抜入試が適用できるかというような問

題が起ってくる。

さらに重要なことは、中学2、3年生に強行されている全国一斉学力テストが高校入試に活用される可能性があることである。

もともと、全国一斉学力テストがはじめられたときの最初の趣旨は、人材開発であるとされていたのが、各方面の反撃にあって、教育条件の改善に資するという線まで後退したのであったが、これが再び人材開発のためということになる恐れがないとはいえないのである。つまり、イギリスの eleven plus examination (11才試験) のように、上位X%は普通高校に行け、つぎのY%は職業課程高校に行け、残りはそれ以外の教育を受けもしくは働けということにならないとはいえないのである。このことに関連して、これは佐藤興文氏が指摘しているのだが(「選抜制の問題」63年3月、国民教育研究所、所収)最近の人材開発政策は、少し前のそれのように技術革新だから高い資質の人間が必要だというだけでなく、技術革新がすむと技能者単純労働力も必要になってくるというようなことを云っていることも無視できない。これを教育の現実にそくして云えば、中学卒業生のある部分は大学へ進む者であるべきで、ある部分は中級技術者になるべきで、他の部分は単純労働者にならねばならぬということであり、こうした進路を選ばせるのが、学力テスト(=高校入学のための能力テスト)と進路指導の強化である、ということになるのではないか。

3.

高校教師の関心をもつ入試は、高校入試よりは大学入試であろう。

高校は今年の4月から新教育課程の実施に入った。つまり、国語、数学、理科、社会、英語などの教科において、それぞれ進学向き(B)と就職向き(A)の科目をつくり、それを組み合わせて進学コースと就職コースをつくっているのである。

ところが新教育課程の実施に先だって昨年10月30日付で文部省大学学術局長から「昭和41年度以後の大学入学者選抜方法のうち、学力検査実施教科科目について」という通知がでている。これは、今年高校に入学した者は昭和41年には大学を受験することになるので、3年先きの大学入試の教科科目を示すようにせよというものである。問題は文部省がどのように指導しているかという点である。

この通知には「各教科における試験科目等に次により大学が定める」と述べられていて、各教科の科目名をあげている。そのばあい、進学向き、就職向きに分れている科目については、すべて進学向き(B)科目から出題するよう指導しているのである。これまでも、普通課程と職業課程、全日制と定時制の間には、大学入試において実質的なハンディキャップがあった。しかし、制度的に差別されることはなかった。今回の通達によって、新教育課程におけるコース制=差別政策は大学入試に至るまで貫徹されなければならないというわけである。

今年からは、もう一つの動きに注目しなければならぬ。大学管理法をめぐって論議が交わされている頃、つまり昨年10月15日に中央教育審議会は「大学の入学試験について」答申している。この答申は正確には中間報告であったが、正式に答申された63年1月28日以前に、つまり、1月16日に中間報告に基いて財団法人能力開発研究所が発足している。中教審は、現在の各大学における著しい施設設備等々のアンバランスには全く触れずに、高校入試の場合と同じく多くの者がやたらに大学に入りたがるのは好ましくないと云う意図を露骨に示し、かつ、「高等教育機関の……多様化……が要望される」と述べた。

ところで、ハイタレント育成をめざす能力開発研究所は、はやくも4月15日には、11

月16・17日に能力開発テストを全日制高校2、3年生に実施すると発表した。

現在(6月初め)のところでは、この発表以上のくわしいこととはわかっていないが、進学のみでなく就職にも活用したいといっているところを見ると、かなり大規模のテストになることが考えられる。また、たてまとしては希望する生徒だけが受けることになっているが、16日は平日であることを考えても事実上一斉テストになる事は想像にかたくない。

農業高校の再編成

S36年、中産審が「農高改善方策」を建議して以来、農高の再編成は急激にすすめられた。農高数を36年度と37年度を対比してみると、総数において約25%減少し、全定別にみると、定時制農業課程の減少がいちばん大きい。全日制では総合制をとる農業課程の単独化傾向が目立っている。将来、単独化となる学校規模の適正化がすすめられる中で、全日制は2~3割の減少、定時制は7~8割減となることが予想されている。

農高の卒業生は毎年関連産業養成コースを含め7万人である。この内、就農者は2.5万人前後である。実に3分の2が他産業に就職してゆくのである。農基法農政を推進している政府の見込みからすれば農業後継者は毎年5万人確保しなければならないと計算し、しかも、経営の大規模化、機械化傾向の中では後継者の資質は、高校卒の学力が必須の条件であるとしている。確かに、農村青少年の地すべりの流出で農業労働力は極度に不足していることは事実である。「都道府県農業労働力調整協議会」では、農業教育について多くの意見がだされている。そのいくつかをあげてみると、

1) 農業教育は後継者の養成確保を主眼に考

えるべきで、このため農業教育の充実と特典を与えることが必要である。特典とは、入学制度の改正し後継者を優先入学させ、卒業時には営農資金貸付等をあげている。

2) 総合制は農業教育の衰退をきたす。

3) 農村の花嫁確保のため女子のみの農高が必要である。

等である、入学選抜で特典を与えている農高は地方では相当ある。このため、当然入学できる者が不合格となり問題化した学校さえでているほどである。

最近、文部、農林両省が農業教育の再編成を検討するため「農業教育懇談会」を設け、農業高校制度改善の構想を発表した。これによると、

1) 農高1校当りの定員を300名とし、全国1000校、学科は自営者コースだけに再編成する。こうして年間後継者5万人、花嫁候補5万人を養成する。

2) 実習農場は30haに拡大する。

3) 生徒は全寮制、授業料、寮費は農場からの生産収入でまかない無料とする。

というのである。この構想が現実化すれば、農高入学者は、農家の子弟でありしかも将来後継者になるものだけに限定することになり、当然入学制度も改められなければならないし、農高卒業生は、農業につくことが強制される。いいかえれば、進学者の高校選択や、職業選択の自由が全く制限されることになるのである。丁度、臨時工業教員養成所の高校版ともいえる。農業という後進産業部門内の問題と見逃したならば、これを手がかりにやがて高校制度全体の改善に波及することは火をみるより明らかである。(大川壺一)

運営委だより 今回は農業教育研究協議会と合同で例会をもつことにしました。中山氏は、東京工大へ内地留学中の高知工業高校の先生です。多数の御参加を。